

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長若しくは本市の委員会の委員若しくは委員又は本市の職員(同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の本市に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。

(令6条例2・一部改正)

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市長等が本市に対して損害賠償責任を負う場合において、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号の普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 人事委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は公営企業管理者 2
- (4) 職員(前2号に掲げる職員を除く。) 1

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月22日条例第2号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。